

京都市告示第422号

京都市文化会館の指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団から、京都市文化会館条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時開館について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成25年12月20日

京都市長 門川 大作

臨時に開館する日

- 1 平成25年12月24日(火) 午前9時～午後9時30分  
京都市東部文化会館  
京都市呉竹文化センター  
京都市西文化会館ウエスティ  
京都市北文化会館  
京都市右京ふれあい文化会館
  
- 2 平成26年4月1日(火) 午前9時～午後9時30分  
京都市呉竹文化センター

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)